

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊 谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)	
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)
・当集落では、総合整備パイロット事業によりパイプラインを通じた給水が整備され、水稻(もち米)を中心に小麦とそばの二毛作、さらに畜産としてWCS稲の栽培が行われている。
・集落内担い手は、認定農業者5名と農業生産組合1組織となっており、生産組合は構成員19名、専従農業者1名が所属し、水田における集積率はほぼ100%に達している。集落外からも認定農業者4名、事業者15名、個人4名が関わっており、活発な農業活動が展開されている。
・認定農業者は水稻、飼育牛、花卉などの多角経営を行い、生産組合構成員は兼業小規模経営を営んでいる。
・耕作放棄地はなく、親の代からの農地を守り地域環境を守っている。
(課題)
・圃場は地縁、血縁による点在型で、他集落にも出入り作業を行っているため、作業効率の低下を招いている。
・圃場の基盤整備から40年以上が経過し、給排水の不具合が発生している圃場もあり、湿田や水持ちの悪い圃場では部分的に作付けが困難な状況となっている。
・集落内の高齢人口が55%を超えており、家族従事者が一人でも欠けると農業の継続が難しくなっている。
・兼業農家の後継者問題も深刻で、定年延長や70歳雇用化が進む中で農業の主力従事者が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目である水稻、小麦、そばの生産について、周辺集落やJA、行政と支援・情報共有を強化し、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・軽労化を積極的に推進し、同時に作物の収量増加と品質の向上を図る。
・高収益作物のブランド化を視野に入れ、付加価値の高い商品の開発を行う。
・農業従事者不足に対応するため、地域内での作業委託や機械の貸し出しを実施する。
・圃場の団地化による作業効率の向上を図る一方で、地縁・血縁にとらわれない圃場の集約化を進めるため、地域ぐるみによる農地利用調整も行う。
・地域全体での協力と情報共有を通じて、効率的な農業経営と持続可能な農業の実現を目指し、次世代にわたる地域農業の維持発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手経営体による営農を中心としつつ、農作業の効率性や農業者の作業許容能力も考慮し、集落内・隣接農家などで農地の集積・集団を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
隣接集落からの入り作農家も含め、地区内における農作業の効率性や農業者の作業許容能力を考慮し、農地の貸し借りや交換による農地集積、集団化について多方面からの情報収集し検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
研修会などを通じて仕組みを理解し、集落内の農地の出し手・受け手双方への周知を図りながら段階的に活用を進める。 併せて、日頃から後継者への移譲や離農、終活を意識し、農地や農業施設、機械等の資産を適切な処分を計画的に実行できるよう、専門家からの助言を得ながら地域内農業者に対し意識付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業実施から40年以上経過しており、水路やパイプライン等に不具合が生じ、営農に支障をきたしている箇所がある。関係機関と連携し、基盤整備事業や水路等施設修繕事業に関する情報収集し、必要に応じた整備を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、自治体、農業機械メーカー等と連携し、若い世代に向け魅力ある農業を発信し、新規就農希望者の確保を目指す。また、新規就農者や定年後に農業を始めようとする者など、新たに地域農業に携わる者に対しては地域ぐるみで営農定着に向けた支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
乾燥調製作業については、ライスセンターやカントリーエレベーターの活用していく。また、農業支援サービス事業者の情報収集に努め、草刈など負担の大きい作業を中心に利用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など必要に応じた鳥獣被害対策を実施していく。

③経営体に合った機械を精査しスマート農業機械の導入を推進する。

⑦多面的機能支払活動組織等で保全管理を推進する。